

小矢部市定住促進奨学金返還助成金

助成対象者と助成額（次の①または②に該当する人）

※本制度は、国及び地方公共団体の正規職員の方は適用対象外です。

- ①転入者（市外に1年以上居住し、平成28年4月1日以降に
転入した時点で40歳未満の人）・・・返還月額の1/2（上限2万円/月）
- ②在住者（市内に居住し、平成28年4月1日以降に奨学金等の
返還を開始した人）・・・返還月額1/4（上限1万円/月）

※特例要件（下記の大学等の卒業者が市内事業所に就職又は起業した場合）に該当する人は、返還月額に対する助成割合を更に1/4上乗せします。

- ③転入者・・・返還月額3/4（上限2万円）
- ④在住者・・・返還月額1/2（上限1万円）

対象となる大学 富山大学、富山県立大学、富山国際大学、富山短期大学、
富山福祉短期大学、富山高等専門学校、高岡法科大学

対象となる奨学金等

- ・（独）日本学生支援機構の奨学金
 - ・富山県奨学資金
 - ・小矢部市奨学資金 など
- 注）教育ローンは対象外

助成期間

支給要件を満たした月の翌月から
最大36カ月間
※支給要件を満たした日が月の初日であるときは、その月から支給

提出書類

- 申請書（様式第2号）
- 転入者の場合、戸籍の附票
- 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの
（奨学生証、奨学金貸与証明書、貸与奨学金返還確認票など）
- 申請日の属する年度中に返還すべき奨学金等の返還額がわかるもの
（奨学金返還の振替案内、
日本学生支援機構奨学金の場合 ホームページの返還情報ページの印刷など）
- 事業所から交付される労働条件通知書または就労証明書（様式第3号）
- 納税状況等の調査に関する同意書（様式第5号）
※世帯員全員の氏名をご記入ください。
- 定住誓約書（様式第1号）



＜お問い合わせ・提出先＞書類確認が必要であるため、郵送での提出はご遠慮ください。

小矢部市役所1階 定住支援課（平日8:30～17:15）

電話：0766-67-1760（内線734） FAX：0766-50-9177

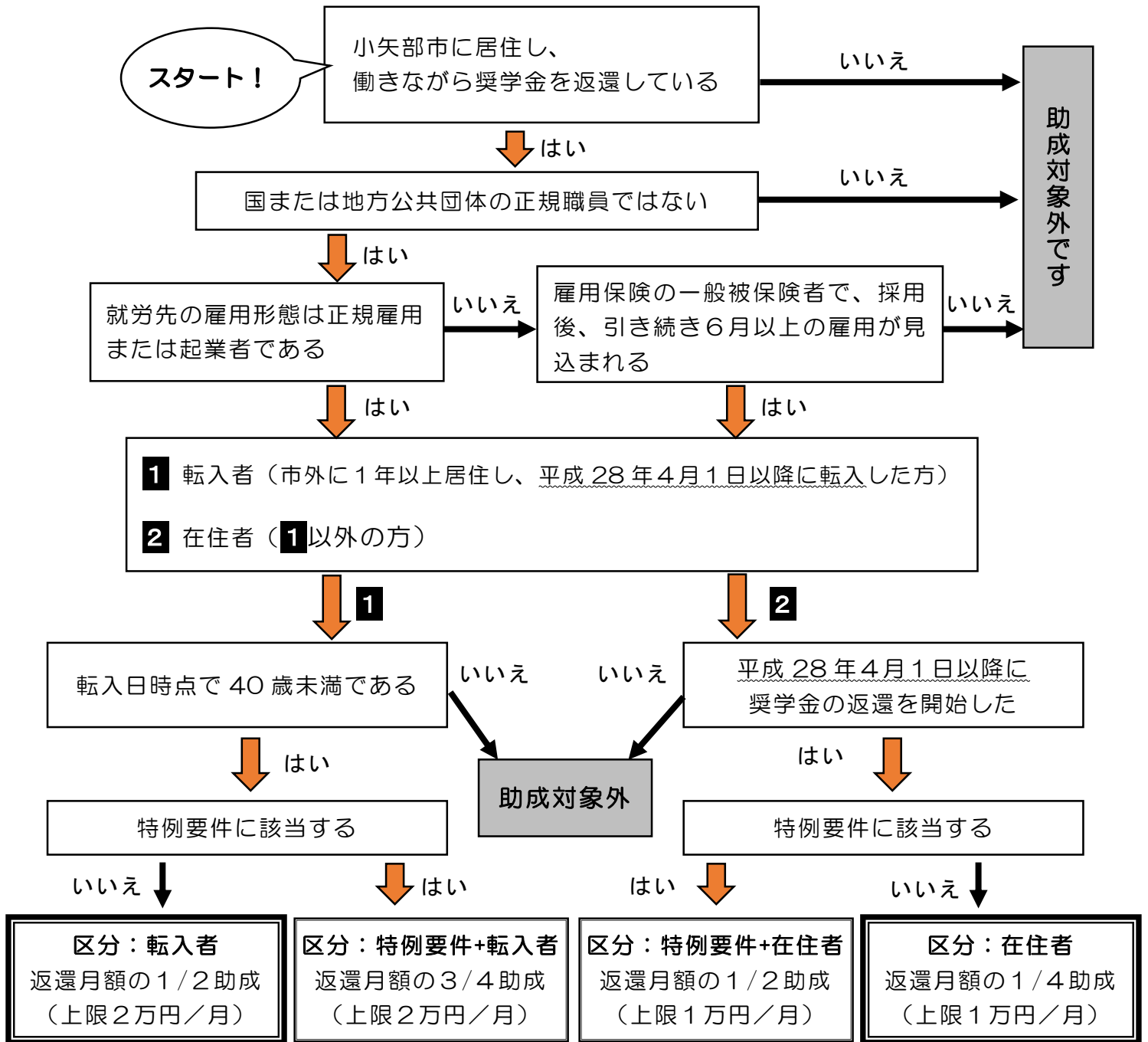
◆申請書は市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.oyabe.jp/ijyu/>



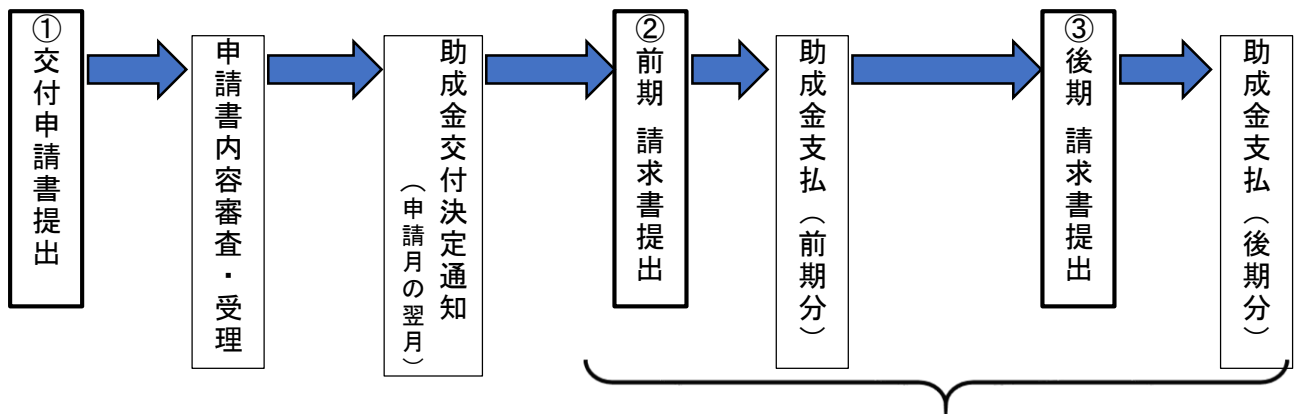
支給要件を裏面の診断チャートでご確認ください

助成金受給要件診断チャート



手続きの流れ

助成期間中は毎年度、交付申請書を提出していただく必要があります。



※助成金は年度分を前期と後期の2回に分けてお支払いします。
前期分は10月上旬、後期分は翌年4月上旬に請求書等を提出していただきます。